

熊本県公報

号外 第20号
令和2年(2020年)
3月30日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (") 1
- 熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 2
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 3
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 3
- 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 3
- 令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則…………… (") 4
- 熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 6
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 6
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 6
- 熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (") 14
- 熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程…………… (") 14

登 載 依 頼

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「首席審議員」を「首席審議員 首席医療審議員」に、「審議員」を「審議員 首席専門員」に改める。

別表出先機関の表環境センターの項中「館長（常勤の者に限る。） 副館長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表長洲町の部町長部局の款を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。）	会計管理者 課長 室長 総務課審議員 総務課課長補佐
------	-------------	----------------------------

別表市町村の表長洲町の部教育委員会の款事務局の項中「課長」を「課長 指導主事」に、同表大津町の部町長部局（会計課を含む。）の款中「総務課課長補佐 行政係長」を「総務課課長補佐」に改め、別表市町村の表大津町の部教育委員会の款を次のように改める。

教育委員会	事務局 中学校	部長 次長 課長 審議員 校長 教頭
-------	------------	-----------------------

	小学校	校長 教頭
--	-----	-------

別表市町村の表甲佐町の部町長部局の款を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。） 町民センター	会計管理者 課長 審議員 行政係長 所長
------	-----------------------	-------------------------

別表市町村の表五木村の部村長部局の款を次のように改める。

村長部局	本庁（会計室を含む。）	会計管理者 課長
------	-------------	----------

別表市町村の表五木村の部教育委員会の款事務局の項中「課長 課長補佐」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

熊本県人事委員会事務局組織規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務局に、公務員課を置く。

第3条を次のように改める。

（分掌事務）

第3条 公務員課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事委員会会議に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱いに関すること。
- (4) 事務局職員の給与及び勤務条件に関すること。
- (5) 事務局の予算及び経理に関すること。
- (6) 物品の管理に関すること。
- (7) 文書に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。
- (10) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査及び必要な措置に関すること。
- (11) 不利益処分に関する審査請求の審査及び必要な措置に関すること。
- (12) 管理職員等の指定に関すること。
- (13) 職員団体の登録に関すること。
- (14) 職員の苦情相談に関すること。
- (15) 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議に関すること。
- (16) 退職管理に関すること。
- (17) 競争試験及び選考に関すること。
- (18) 職員の給与に関する調査及び研究に関すること。
- (19) 人事記録の管理及び人事統計報告に関すること。
- (20) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する調査及び研究に関すること。
- (21) 職員の厚生福利制度、その他職員に関する制度の研究に関すること。
- (22) 職員の人事評価に関する制度の研究に関すること。
- (23) 職員の研修に関する制度の研究に関すること。
- (24) 職員に対する給与支払監理に関すること。
- (25) 兼業、営利企業への従事等の制限に関すること。
- (26) 職員の分限及び懲戒に関する制度に関すること。
- (27) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。

第5条第1項及び第2項中「臨時事務補助員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第7号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を改正する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第1号）の1行を「消防学校短期大環境センター副館長」を「環境短期大学事務局長及び所長」に改め、同表第1の3研究職給料表3級の部知事の事務局の款農業研究センターの項中「所付」を「所付農産園芸研究所係長」に改め、同表第1の4医療職給料表（1）4級の部知事の事務局の款本庁の項中「部付」を「部付首席医療審議員」に改める。

別表第1の5医療職給料表（2）3級の部知事の事務局の款こども総合療育センターの項中「訓練長」を「リハビリテーション長」に改める。

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、アグリシステム総合研究所フードバレー推進室及び同所いぐさ普及指導室」を「及びアグリシステム総合研究所フードバレー推進室」に改める。

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第9号
熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務局の部共通の款本庁の項中「首席審議員（区分3種のものを除く。）を「首席審議員（区分3種のものを除く。）首席医療審議員」に、「審議員」を「審議員」「首席専門員」に改め、同部健康福祉部の款本庁の項を削り、同款地方出先機関の項中「こども総合療育センター事務局長」を「こども総合療育センター事務局長」に改め、同部環境生活部の款地方出先機関の項中「環境センター副館長」を「環境センター副館長」に改め、同表教育庁の部地方出先機関の款中「美術館長」を削り、同款中「図書館長」を「図書館長 美術館長」に改める。

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第10号
熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和49年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「12,000円」を「16,000円」に改める。

第11条を次のように改める。
(令和3年4月1日における届出の特例)

第1部 第5項及び第8項の規定に基き、令和3年3月31日以前に熊本市に住所を有する者(以下「居住者」という。)は、次に掲げる職員(以下「職員」という。)の給与に、この規則第11条第1項の規定による加算額を加算して支給する。ただし、この規則第11条第1項の規定による加算額は、令和3年4月1日以後に届出する居住者の場合は、この規則第11条第1項の規定による加算額を算定するに当たっては、令和3年3月31日現在の給与額を基礎として算定するものとする。

第12条を次のように改める。
(令和4年4月1日における届出の特例)

第1部 第5項及び第8項の規定に基き、令和4年3月31日以前に熊本市に住所を有する者(以下「居住者」という。)は、次に掲げる職員(以下「職員」という。)の給与に、この規則第12条第1項の規定による加算額を加算して支給する。ただし、この規則第12条第1項の規定による加算額は、令和4年4月1日以後に届出する居住者の場合は、この規則第12条第1項の規定による加算額を算定するに当たっては、令和4年3月31日現在の給与額を基礎として算定するものとする。

第13条を次のように改める。
(令和5年4月1日における届出の特例)

第1部 第5項及び第8項の規定に基き、令和5年3月31日以前に熊本市に住所を有する者(以下「居住者」という。)は、次に掲げる職員(以下「職員」という。)の給与に、この規則第13条第1項の規定による加算額を加算して支給する。ただし、この規則第13条第1項の規定による加算額は、令和5年4月1日以後に届出する居住者の場合は、この規則第13条第1項の規定による加算額を算定するに当たっては、令和5年3月31日現在の給与額を基礎として算定するものとする。

附則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第11号

令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則(適用除外職員)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年熊本県条例第35号。以下「改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 改正条例附則第1項ただし書に規定する施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正条例(以下「改正前」)第9条第5項第1号に該当する職員であつて、次に掲げる職員等(以下「適用除外職員」という。)に該当しない職員とする。
ア 新たに同条第1項第2号に該当する職員
イ 改正前一般職給与条例第9条の5の規定を適用したならば同条第1項第1号に該当しない職員
(2) 施行日の前日において改正前一般職給与条例第9条の5第1項各号のいずれにも該当しない職員であつて、同条の規定を適用したならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しない職員とする。
(3) 改正条例附則第5項に規定する一般職旧手当額が500円以下となる職員
(4) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員

第2条 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員は次に掲げる職員とする。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当する一般職旧手当額が1,000円以下となる職員
(2) 改正条例附則第6項に規定する一般職旧手当額が1,000円以下となる職員
(3) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員

第3条 改正条例附則第7項の人事委員会規則で定める職員は次に掲げる職員とする。

- (1) 第1条第1号又は第2号に該当する職員
(2) 改正条例附則第7項に規定する一般職旧手当額が1,500円以下となる職員
(3) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員

日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和4年3月のいずれか早い月をもって終わる。

3 改正条例附則第7項又は第10項の規定による住居手当の支給は、令和4年4月から開始し、職員が第7項若しくは第10項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和5年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(住居手当規則の準用)

第11条 住居手当規則第5条から第9条まで(第8条第1項を除く。)の規定は、改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当の支給に準用する。この規定は、当該要件を具備していることとあるのは「熊本県条例第35号)附則第5項か第10項中「改定」と読み替えるものとする。

第12条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出田 孝一

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「口頭審理」を「審査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出田 孝一

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的任用職員」に改め、「(熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下「育児休業条例」という。))第25条及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。))第8条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を削り、同条第6号中「育児休業条例」を「熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下「育児休業条例」という。))」に改める。

第2条及び第4条中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

第4条の3第1項中「任期付職員条例」を「熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。))」に改める。

第5条及び第11条中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出田 孝一

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（事務局長及び課長の専決事項）」に改め、同条中「事務局長」の次に「及び課長」を加え、「別表第1」を「別表」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「、主管事務については」を削り、「主管課長」を「課長」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

事務の種類	事務局長の専決事項	課長の専決事項
1 一般事務	1 役付職員(課長補佐以下の職員を除く。)の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関する事 2 役付職員(課長補佐以下の職員を除く。)の服務に関する事 3 職員の分限(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定による休職に限る。)に関する事 4 通知、照会、回答、報告その他往復文書に関する事 5 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関する事 6 委員会で決定された事項の具体的実施に関する事 7 定例的事務の処理に関する事	1 課長補佐以下の職員の旅行命令及び当該旅行命令に係る復命に関する事 2 課長補佐以下の職員の服務に関する事 3 軽易な通知、照会、回答、報告その他往復文書に関する事 4 軽易な講習会、打合せ会、その他の会合の開催に関する事 5 定例的かつ軽易な事務の処理に関する事 6 所属職員の担当事務の決定に関する事 7 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事 8 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事 9 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事 10 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事 11 熊本県個人情報保護条例第25条(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報の

		<p>訂正請求に対する決定等に関する こと。</p> <p>12 熊本県個人情報保護条例第 25条の7(同条例第32条の6第 3項において準用する場合を含 む。)の規定による個人情報の 利用停止請求に対する決定等 に関すること。</p> <p>13 第8項から第12項までに 定めるものを除くほか、所掌事 務に係る文書の閲覧及び写しの 交付の承認に関すること。</p> <p>14 事務局の会計年度任用職員 の任用に関すること。</p> <p>15 職員に係る身分証明書等の 交付に関すること。</p>
<p>2 委員 会の会議 に関する 事務</p>	<p>1 委員会に付議する議案に関する こと。</p> <p>2 委員会に報告する事項に関する こと。</p>	
<p>3 聴聞 又は弁明 の機会 の付与に 関する 事務</p>	<p>1 行政手続法(平成5年法律第88号)第13 条第1項の規定に基づき行う同法第3章第2 節に規定する聴聞又は同章第3節に規定す る弁明の機会の付与の事務の処理に関する こと。</p>	
<p>4 職員 の任用に 関する 事務</p>	<p>1 熊本県職員の任用に関する規則(昭和46 年熊本県人事委員会規則第10号。以下「任 用規則」という。)第7条の規定に基づく採 用試験の公示に関すること。</p> <p>2 採用試験の実施事務に関すること。</p> <p>3 任用規則第11条から第14条までの規定 に基づく採用候補者名簿に係る削除、復 活、訂正及び失効に関すること。</p> <p>4 任用規則第17条及び第21条の規定に基 づく採用候補者名簿の提示及び提示の延期 に関すること。</p> <p>5 任用規則別表第2に掲げる職のうち法第 57条に規定する単純な労務に雇用される者 をもってあてる職への採用の選考に関する こと。</p>	

	<p>6 任用規則第33条第2項の規定に基づく会計年度任用職員の条件付採用期間の延長の承認に関すること。</p> <p>7 任用規則第34条及び第35条の規定に基づく臨時的任用及びその期間の更新の承認に関すること。</p> <p>8 任用規則第38条及び第39条の規定に基づく報告の受理及び調査等に関すること。</p>	
<p>5 職員の給与その他の勤務条件に関する事務</p>	<p>1 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)第10条第1項及び第2項並びに第16条第3項の規定に基づく承認に関すること。</p> <p>2 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第6条の2に規定する人事委員会がこれに準ずると認める事情及び第10条第2項の規定に基づく承認に関すること。</p> <p>3 熊本県職員等の給与簿に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第13号)第13条の規定に基づく指定又は承認に関すること。</p> <p>4 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)第3条第1項及び第3項並びに第6条第3項の規定に基づく承認に関すること。</p> <p>5 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)第5条第2項及び別表第3備考の規定に基づく承認並びに第11条第1項及び第6項の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>6 「住居手当の運用について」(昭和49年12月23日付け人委第530号)規則第6条関係第3項の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>7 熊本県職員の通勤手当に関する規則(昭和33年熊本県人事委員会規則第9号)第10条、第15条及び第16条第1号に規定する人事委員会が認めるものに関すること。</p> <p>8 「通勤手当の運用について」(昭和33年10月21日付け人委第615号)第11条関</p>	

係に規定する人事委員会が認める住居、第12条関係第3号並びに第16条関係第2項第1号及び第4号に規定する人事委員会が認めるもの並びに第17条の3関係第1項第2号に規定する人事委員会が認める事由に関すること。

9 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年熊本県人事委員会規則第2号)第5条第2項第2号から第6号までに規定する人事委員会が認めるものに関すること。

10 「単身赴任手当の運用について」(平成2年3月23日付け人委第551号)規則第5条関係第5項第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する人事委員会が認めるもの並びに規則第8条関係第3項の規定に基づく協議に関すること。

11 「期末手当及び勤勉手当の支給について」(昭和38年12月25日付け人委第792号)第32項第6号の規定に基づく協議に関すること。

12 「任期付職員の採用等に関する規定の運用について」(平成15年3月26日付け人委第1061号)任期付職員条例第7条第4項及び任期付職員規則第5条関係第2項の規定に基づく協議に関すること。

13 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第2条第5項の規定に基づく承認並びに第4条第2項及び第17条の規定に基づく協議に関すること。

14 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第3条の2の規定に基づく協議及び第23条の規定に基づく承認に関すること。

15 令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則(令和2年熊本県人事委員会規則第11号)第7条第3号及び第8条第2項の規定に基づく協議に関すること。

6 勤務条件に関	1 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第3
----------	---

<p>する措置の要求に関する事務</p>	<p>号。以下「措置要求規則」という。)第3条の規定に基づく調査事務に関すること。 2 措置要求規則第3条第2項の規定に基づく措置要求書の補正に関すること。 3 措置要求規則第4条第1項の規定に基づく書類等の提出要求及びその他事実調査の実施に関すること。 4 措置要求規則第5条の規定に基づく措置要求の取下げに関すること。 5 措置要求に係る諸届出の処理に関すること。 6 措置要求規則の規定に基づく関係者に対する通知及び文書の送付に関すること。</p>	
<p>7 不利益処分についての審査請求に関する事務</p>	<p>1 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和60年熊本県人事委員会規則第2号。以下「審査請求規則」という。)第3条第3項の規定に基づく代理人の選任及び解任の届出の処理に関すること。 2 審査請求規則第7条第2項の規定に基づく審査請求の取下げに関すること。 3 審査請求規則第9条第1項の規定に基づく調査事務に関すること。 4 審査請求規則第9条第2項の規定に基づく審査請求書の補正に関すること。 5 審査請求規則第16条の規定に基づく答弁書、反論書等の提出要求に関すること。 6 審査請求規則第20条第4項の規定に基づく準備手続調書の作成に関すること。 7 審査請求規則第25条の規定に基づく審理調書の作成に関すること。 8 その他審査請求に係る諸届出の処理に関すること。 9 審査請求規則の規定に基づく関係者に対する通知及び文書の送付に関すること。</p>	<p>1 審査請求規則第6条第4項の規定に基づく審査請求書記載事項の変更届出の処理に関すること。</p>
<p>8 職員団体に関する事務</p>	<p>1 熊本県職員団体の登録等に関する規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第12号。以下「登録規則」という。)第4条第1項の規定に基づく職員団体の解散届出書の処理に関すること。</p>	<p>1 登録規則第4条第1項の規定に基づく職員団体の規約変更届出書及び登録申請書記載事項変更届出書の処理に関すること。</p>

	2 登録規則第5条の規定に基づく登録を受けた職員団体からの法人となる旨の申出書の処理に関すること。	2 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第7条の規定に基づく職員団体等の規約変更届出の処理に関すること。
9 労働基準監督機関の職権行使に関する事務	1 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権(労働基準法(昭和22年法律第49号)第19条第2項及び第20条第3項の規定に基づくもの並びに課長が専決する事項を除く。)の行使に関すること。	1 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権行使のうち、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。次項において「安衛法」という。)第41条の規定に基づく性能検査の実施に関すること。 2 安衛法に規定する各種届出書及び報告書の処理に関すること。
10 苦情相談に関する事務	1 熊本県職員の苦情相談に関する規則(平成17年熊本県人事委員会規則第20号)第3条の規定に基づく指名、第4条の規定に基づく事案の処理、第5条の規定に基づく調査及び第6条の規定に基づく報告に関すること。	
11 業務の状況の報告に関する事務	1 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本県条例第1号)第4条の規定に基づく報告に関すること。	
12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事務	1 熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年熊本県人事委員会規則第1号)第4条の規定に基づく口頭で意見を述べる意思の有無の確認に関すること。 2 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号。以下「退職手当条例」という。)第18条第4項の規定に基づく書面又は資料の提出要求及び陳述又は鑑定要求その他必要な調査の実施に関すること。 3 退職手当条例第18条第5項の規定に基づく資料の提出、意見の開陳その他必要な協力の要求に関すること。	

<p>13 退職管理に関する事務</p>	<p>1 地方公務員法第38条の5第1項の規定に基づく任命権者に対する調査の要求に関すること。 2 退職管理に係る地方公務員法の規定に基づく届出等の処理及び関係者に対する文書の送付に関すること。</p>	
----------------------	---	--

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会訓令第2号

熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会行政文書管理規程（平成24年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務課長（以下「総務課長」）」を「公務員課長（以下「課長」）」に改める。

第5条第2項中「総務課長」を「課長」に改め、「総務課の」を削り、同条第3項中「総務課長」を「課長」に改める。

第13条第3項中「総務課長」を「課長」に改める。

第25条第1項第2号中「総務課長」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程

熊本県人事委員会公印規程（昭和53年熊本県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削り、同条第7号を第6号とする。

別表第1中6の項を削り、同表中7の項を6の項とする。

別表第2中6を削り、7を6とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。